

スウェーデン、米国、日本における 移民の権利擁護運動と外国人排斥運動

アピチャイ・W・シッパー (Apichai W. Shipper) 著
高野雄太訳、柴田哲雄監訳

【解説】 柴田哲雄

本稿の著者であるアピチャイ・W・シッパー氏は、マサチューセッツ工科大学で博士号を取得した後、南カリフォルニア大学准教授、カリフォルニア大学ロサンゼルス校寺崎記念日本研究センター客員研究員などを経て、現在はジョージタウン大学アジア研究プログラム客員研究員を務めている。氏は日本政治、東南アジア政治、国際移民などを研究しており、主な著書としては、*Fighting for foreigners: Immigration and its impact on Japanese democracy* (Cornell Univ. Press, 2008) があり、また日本語の業績としては「日本の多文化民主主義を見据えて——外国人支援 NGO が持つ意味」(加藤剛編著『もっと知ろう!! わたしたちの隣人——ニューカマー外国人と日本社会 (龍谷大学国際社会文化研究所叢書)』世界思想社、2010年)がある。ここに訳出した論文は、2011年9月1日にシアトルで開催された米国政治学会で発表されたものである。

筆者は元来中国近現代史の学徒であるが、2011年3月11日の震災・原発事故後には、一市民として自ずと日本の行く末に憂いの念を抱かざるを得なくなった。放射能汚染の影響などに関して不安を感じているのはもとよりのことであるが、他方で国家的危機によって醸成されたナショナリズムの高揚に伴って、在日韓国・朝鮮人や中国人などを標的とする外国人排斥運動が勢力を増していることに対しても懸念を抱いている。筆者は教養科目の外国史の講義を通して、多文化共生理解のための教育を行なっているが、そうした立場からも、少なからぬ日本の若者が外国人排斥運動を支持する姿を目の当たりにして、危機感を覚えている。

さて、筆者は外国人排斥運動に関して冷静に議論を行なうためにも、まずは客観的な立場で外国人関連問題に対して分析を試みた欧米の学術論文を紹介することが、何よりも重要である

と考えるものである。そこで、アピチャイ・W・シッパー氏が比較政治学の観点から当該問題に関して考察を行なった論文を邦訳することとした。本稿をお読みいただければ分かる通り、学会発表用に準備されたものであることから、二三論旨に幾分不明瞭な点がある。また、氏は非暴力的な外国人排斥運動に対しては、わりと寛容なスタンスをとっており、その点に関しては不満を感じざるを得ない。しかしながらそうした点を差し引いても、本稿は日本の外国人関連問題の特徴をスウェーデンや米国のそれとの比較を通して、客観的に位置付けようと試みており、一読の価値があるものとする。翻訳に当たっては、まず名古屋大学法科大学院を修了した高野雄太氏が全文を和訳し、次いで筆者が高野氏の和訳を原文と照合しつつ、適宜文章を修正した。最後に本稿の和訳を快諾されたアピチャイ・W・シッパー氏に謝意を申し上げたい。

【本文】

本稿は、地方・国家レベルにおける二つの運動、すなわち非国家アクターによる移民の権利擁護運動、並びに超国家主義団体による外国人排斥運動について明らかにする。先進工業社会においては、移民に関心を有する非国家的な親移民団体が三種類存在している。すなわち移民自身によるエスニック団体、信仰に基づく団体、移民に対する支援団体である。論者は七年間にわたるフィールドワークを通じて、この三種類の非国家的団体が国ごとにそれぞれ大きな影響力を発揮していることを見出した。スウェーデンにおいては移民自身によるエスニック団体が、米国においては信仰に基づく団体が、日本においては移民に対する支援団体が、それぞれ大きな影響力を有してきた。この三カ国には上記のような大きな影響力を有している団体とは異なる種類の移民関連団体も存在しているが、極めて少ない。非国家アクターによる活動のターゲットも三カ国の間にはそれぞれ違いがある。スウェーデンでは、活動家は政治家、官僚、欧州裁判所などのあらゆる国家のエリート層をターゲットにしている。米国では、信仰に基づく団体が地方の労働組合と提携しながら、州議会議員や連邦議会議員をターゲットにしている。日本では、移民支援のNGOが各自治体当局と協働して、中央官僚や最高裁判所をターゲットにして、その移民政策に影響を与えようとしている。論者はまた外国人排斥運動を日本と米国では多々目の当たりにした一方で、スウェーデンではさほど目にしなかった。ただし武装自警団体を含む外国人排斥運動の人数規模については、米国の方が日本よりも大きい。本稿は、選挙制度の種類によって移民問題に関わる特定の政治団体の存在ないし不在が説明されることを主張する。政治的機会の構造に対する分析は、政治・社会団体が世論に働きかけたり、政策担当者に影響を与えたりするに際しての、その特定の政治状況や提携戦略を理解する

上で有用なものである。

国際移民の範囲が広がっている。戦乱の最中にある国々における政治の混乱によって、人々はより平和で繁栄した国々への避難を強いられている。また先進工業国の経済成長と多様化という誘因によって、労働者が発展途上国の国境を越えるようになっている。そうした国際移民に対応して、政策担当者は変化する経済や人口統計の状況を考慮しつつ、移民に関する既存の法律と資格の再解釈や修正に努めてきた。さらに同様に重要なこととしては、そうした政策担当者の施策によって、公衆のメンタリティーに変化が起り、移民に対して様々な見方が出てくるようになったことがある。スウェーデン、米国、日本にはそれぞれ独特な政治文化と移民の伝統が存在しているが、そこから移民をめぐる政治と運動に関する三つの理念型が導かれるだろう。

非国家アクターやコミュニティ活動家は、先進工業社会における移民に関する運動において、地方・国家レベルで、時には超国家レベルで、重要な役割を果たしてきた。エスニック集団は移民自身によるエスニック団体を設立する一方で、その土地に生まれた国民は世俗的な・信仰に基づく移民支援団体を組織し、移民を援助してきた。スウェーデンでは、移民の増加を促進する積極的な移民政策が行なわれてきたことによって、移民自身によるエスニック団体が発展している。米国では、地方の移民コミュニティの内部で強力な政党活動が行なわれてこなかったことから、世俗的な・信仰に基づく移民支援団体が移民コミュニティにおいて長年にわたって影響力を確立しており、移民動員の組織化を支援してきた。日本では、移民問題が政党の政策課題の下位に置かれたままであることから、世俗的な移民支援団体が新しくやって来た移民に対する支援や動員に積極的に関わってきた。外国人排斥運動は米国や日本ではしばしば発生しているが、スウェーデンではそれほどではない。また外国人排斥運動の規模は日本よりも米国の方が大きい。

本稿は移民の政治団体、並びにそれを条件付ける様々な力学について明らかにし、スウェーデン、米国、日本における移民をめぐる運動や制度の特徴を理解して、それぞれの国の運動に影響を及ぼす選挙制度や政治的機会の構造に関する考察に基づいて論じる。本稿で用いたデータはストックホルム、ロサンゼルス、東京の各都市圏における2002年9月から現在に至るまでのエスノグラフィックな実地調査に基づいている。これら三つの大都市にはそれぞれ外国人(超過滞在者、在留許可証のない者、不法に潜伏している者をも含む)が非常に集中しており、進歩的な支援団体があり、新たに設立された地方の相談機関がある。しかし一方でこの三カ国は、大戦後の移民国家としてのスウェーデン、伝統的な移民国家としての米国、新しい移民国家としての日本という、それぞれ異なる移民の受け入れの歴史を有している。またそれぞれ

の移民政策も異なっている。論者はインタビュー、参与観察、実地調査、文献調査を駆使する「制度文脈的比較 (contextualized comparison)」という手法を用いた。分析の過程で移民、NGOのリーダー、ボランティア、移民団体の代表、政府職員を対象に280回にもわたる詳細なインタビューを行なった。さらに、ロサンゼルスで外国人を支援している約100の信仰に基づく団体に調査アンケート用紙を送付した(そのうち32団体から回答を得た)。これらのインタビューと実地調査に加え、NGO活動への参加、様々な会議への出席、地方政府が後援する討論会への出席といった各種の参与観察の方法をも用いた。また移民支援団体や政府が発行する内部文書、外国人を取り上げた新聞記事の切り抜き、多数の支援団体の会報、そのホームページの記事、それらの団体のリーダーによって書かれた、もしくはリーダーについて書かれた出版物といった二次的な資料をも収集した。

I. 理論に関する議論——選挙制度と政治的機会の構造

論者は移民の政治団体、並びにそれを条件付ける様々な力学について説明するに当たり、クープマン (Ruud Koopmans) とステイサム (Paul Statham) の方法論を採用して(さらにそれをより精緻化することを望むものであるが)、それぞれの国において効果的な運動をもたらす選挙制度や政治的機会の構造に着目する¹⁾。選挙制度の種類によって、移民と関係を有する特定の政党、及び他の公式の民主主義的組織(例えば労働組合)の存在ないし不在が説明され、かつそれらが武装した反移民団体にいかなる影響を及ぼし得るかということが説明される。政治的機会の構造の性質に対する分析は、親移民団体の種類、並びにその提携戦略を理解する際の手助けとなる。そしてそうした団体や戦略の下で、運動が世論に働きかけ、かつ政策担当者に影響を与えることに成功したり失敗したりする。

スウェーデンでは、政党名簿比例代表制の下で、移民は地方選挙の選挙権と被選挙権を有しており、親移民的ないくつかの政党を通じて直接的に、また頂上団体である労働団体を通じて間接的に政治的影響力を発揮することができる。移民政策は、外国人及び外国とのつながりを有するスウェーデン人の関心を惹きつける政党による積極的な関与を必要としている。主要な労働組合もまた移民労働者を積極的に支援して、その組織化を後押ししている。さらにスウェーデンの選挙制度では、反移民を掲げる国家主義者が自分たちの政党を組織したり、地方・国政選挙に打って出たりすることも可能である。広範な支持基盤を有する団体がそうした反移民的政党と結びつく傾向も見られる。反移民感情を有する人々がその利益や意向を国政に合法的に反映させることが可能であるために、外国人排斥を掲げる武装自警団体のような、公式の民主主義的組織から逸脱する団体が組織される必然性はほとんどない。移民に向けられた

暴力行為が発生することもあるが、通常それは外国人排斥を唱える超国家主義団体によるものというよりも、過激な思想を有する個人によるものである。

米国の小選挙区制の下では、移民問題は各党に取り上げられ喧伝されるが、それは各党の抱える様々な政策課題の一つに過ぎない。しかしながら、そうしたオール・オア・ナッシングの選挙制度の下での当選は、今年年間100万人を超えるペースで帰化が進む移民の投票によってしばしば左右されている。つまり、移民のバックグラウンドを有する有権者が候補者の当落の死命を制するわけである。それ故、当然ながら民主党、共和党のどちらの候補者もそうした有権者の関心を惹こうとする。近年では、地方の政治組織や政党集団が（労働組合をも含めて）20世紀前半ほどではないにせよ、移民コミュニティ内部における活動を活性化させている。親移民団体、反移民団体のどちらも合理・現実的な見解を有している際には、二大政党の一方ないし双方に対して積極的なロビー活動を行ない、協働を試みている。ある問題の解決に特化した（かつ非暴力的な）団体は、広範な問題に取り組む団体に比べて、世論への働きかけと政策担当者への影響力行使という点でより大きな成功を収めている。というのは、前者の団体の方がより多数の公衆の反応を喚起するとともに、より広範な公衆に対してその主張を訴えかけることができるためである。前者の団体がより確固とした正統性を獲得することができるのはそのためである。小選挙区制の下では、自分たちの主張を二大政党のどちらにも効果的に反映させることが困難な層から移民に対する過激な見解が生まれてくることがある。そうしたことから外国人排斥を訴える武装自警団体が結成され、その勢力も大規模なものになり得るのである。

1994年の法改正により、政党名簿比例代表制と小選挙区制を混合した小選挙区比例代表並立制を採用した日本では、親移民・反移民的な見解が様々な政党によって取り上げられている。日本では外国人に投票権が認められておらず、また帰化認定も厳しいため、公式の民主主義的組織による移民の政治的動員は減多に行なわれていない。スウェーデンで見られるような、反移民という単一のアジェンダを掲げる政党も現時点では存在していない。ただし近年、自民党を離党した議員が、党綱領において外国人排斥を掲げる保守的かつ国家主義的な小政党を結成した。日本の混合型の選挙制度の下では、親移民団体、反移民団体のどちらも特定の問題に対して合理的（かつ非暴力的）な見解を有している際には、各政党の特定の議員に対して協力を行ない、ロビー活動を展開することができる。米国と同様、このような混合型の選挙制度の下でも、既存のいかなる政党にも自分たちの主張を代弁させることが困難な層から、移民に対する過激な見解が生み出されている。日本においても外国人排斥を掲げる武装自警団体が米国と同じく存在しているが、その規模は米国よりも小さい。

あらゆる民主主義国家において、活動家が政治的エリートとどの程度協力関係を結び得るの

かということは、政策決定への影響という点で重要である²⁾。その結び付きは、活動家と政治的エリートとの協力を促進させる社会における特定の法・制度的なあり方に依拠している。親移民運動の背景における特定の法的システムとしては、スウェーデンの「多元文化主義的移民政策 (Multiculturalism Immigration Policy, 1975年)」、米国の「信仰に基づくイニシアティブ (Faith-Based Initiatives, 2002年)」、日本の「特定非営利活動促進法 (1998年)」などが挙げられる。これらの法的システムに対する分析は、スウェーデンにおける移民自身によるエスニック団体、米国における信仰に基づく団体 (及び世俗的な移民支援団体)、日本における移民支援の NGO といったように、各国ごとの親移民団体の種類の違いを説明する上で有用である。各国には上記の支配的な団体とは異なった種類の移民団体も存在しているが、非常にまれである。構造的システムとしては、スウェーデンのコーポラティズム構造と EU への帰属、米国の連邦主義、日本の各地方自治体によるイニシアティブの蓄積などが挙げられる。これらの構造的システムに対する分析は、三カ国における各非国家アクターによる運動のターゲットの相違を理解する上で有用である。スウェーデンでは、様々な利益集団 (頂上団体) の代表者は、公共政策に対して直接的に影響力を発揮したり、それを練り上げたりすることができる。彼らのターゲットは政治家、官僚、欧州裁判所を含むあらゆるレベルの国家エリート層である。米国では、信仰に基づく・世俗的な移民支援団体のターゲットは、地方や中央の政治家である。日本では、移民の権利擁護を行なう NGO は、最高裁判所や官僚を対象とする国家レベルの運動に発展するのに先立って、しばしば地方自治体をターゲットにしてきた。

一般的に、活動家はその主張の合理性や受容可能性を効果的に公衆に示し、それによって世論を自らに好意的な方向に変えることに成功すれば、政策変更は可能となるであろう³⁾。活動家が、マスメディアを用いて「筋道の通った情報 (例えば移民の相談者から集めたケースワークや証言など)」を公衆に効果的に提供したり、またその主張の公正さと賢明さに基づく「より良い議論」によって世論を説得したりすれば、政策変更を実現することは可能であろう。「より良い議論」にはしばしば反対意見の持ち主の信頼性、立場、情報を掘り崩す活動家の能力が必要とされる。それを遂行するために、活動家は、社会において幅広く是認されている価値観と一致していないように思われる政治的状況をもたらす明白な影響について、市民に対して明らかにしなければならないであろう。そうすることで、活動家は、市民が自分自身の利益をどのように見るべきなのか、政策担当者にどのように影響を及ぼすべきなのかということについて、方向付けることができる。そしてその際に、活動家はその団体や人道的活動を通して、社会の支配的価値観を変容させるのである。もっとも、移民問題に関する世論が当事国のその時々を経済状況に左右されるという点に、注意すべきだと指摘する研究者もいる⁴⁾。

II. 比較的観点における運動の政治・制度的状況

スウェーデン、米国、日本の移民政策を比較する視座から、各国の政治・制度的状況下における親移民運動や外国人排斥運動の問題を提起することにしよう。政治・制度的状況を重視することによって、これら三カ国における外国人に対する擁護・反対活動の発生の有りが明らかになるであろう。主としてこの節では、政治・制度的システムが、外国人を支援もしくは攻撃する活動家コミュニティに対してどれほどのインパクトを及ぼしているかということが説明されるであろう。活動家は、その新たに作り上げた組織を通して、政策決定者がとりわけ社会の中で最も不利益を被っている人々に対して、より公平な政策を実施するように後押しすることを望んでいる。

スウェーデンの移民は、既成政党や影響力のあるコーポラティストとの接触を通じて、政治的影響力を行使することができる。移民は地方選挙では選挙権と被選挙権が認められているが、国政選挙では認められていない。また政党に所属することもでき、通常スウェーデン社会民主党（SDP）、左翼党、緑の党、自由人民党に加入している。外国のバックグラウンドを有しているスウェーデン人がSDPと左翼党の二政党に投票した割合は、2002年には73%、2006年には48%に上った。SDPの党員のうち約15～20%は移民のバックグラウンドを有している⁵⁾。自由人民党はその傘下にかつて寛容な移民政策を最も支持していた *Liberala invandrarförbundet* と呼ばれる移民団体を抱えているが、2006年の選挙では、外国のバックグラウンドを有するスウェーデン人の取り込みを図って、SDPを相手に大々的な勝利を博した。2006年までは、スウェーデン国内の社会主義政党とブルジョワ政党の間に、移民問題に関する際立った政策上の違いはなかった。スウェーデン民主党は反移民を掲げる代表的政党である。

2006年から2010年の間に、スウェーデン国内で移民に対して厳しい姿勢を取る傾向が強くなったように思われる。穏健党、自由人民党、キリスト教民主党、中央党によるフレデリック・ラインフェルト（Fredrik Reinfeldt）第一次連立政権は、移民に関連する多くの問題に関して右寄りの政策に軸足を移した。例えば、2007年にこの中道右派の連立政権は失業保険制度の見直しを進めて、失業リスクの高い業種で働く人々のために必要とされる個人保険料の増額を行なった。この政策変更は、そうした業種に従事する傾向の高い移民労働者に影響を及ぼした。とりわけ自由人民党はニッチを見出し、入国や移民に関して他党に比べて非常に「強硬」な姿勢を示しており、移民にスウェーデン語を学ぶことなどを求めている。

2010年の選挙で、スウェーデン民主党が5.7%の得票率を獲得し、初めてスウェーデン議会に進出して20議席を占めたところ、ラインフェルト第二次連立政権は過半数の議席を維持で

きなくなり、移民問題に関して意識的に左寄りの姿勢に転換した⁶⁾。2011年3月に、連立政権は緑の党との間で取り交わされた移民政策に関する歴史的合意を発表したが、それは不法移民にも公的医療・教育を受ける権利を保障するというものであった。キリスト教民主党のユーラン・ヘッグルンド (Göran Hägglund) 代表は、この合意によって「議会における多数派が形成された」とし、さらには「スウェーデン民主党が移民政策に関して影響力を行使できなくなることは確実であろう」と述べた⁷⁾。その後、ラインフェルト首相はEUに対して外国人労働者、特に北アフリカ出身の労働者のために門戸を開放するように訴えた⁸⁾。

しかしながら、スウェーデン国内の移民は、選挙への参加が低調で、その政治的代表者の勢力も微弱である⁹⁾。例えばストックホルムでは、都市住民の30%以上は外国で生まれたか、あるいは少なくともその片親が移民であるにもかかわらず、移民のバックグラウンドを有する議員の占める割合は15%にも満たない。しかし移民労働者は、多くのブルーカラーによって構成される労働組合連合 (LO, *Landsorganisationen*) の活動的なメンバーである。2006年にLOメンバーの14%は移民労働者であった。スウェーデンのコーポラティズム的構造の下で、LOは他の労働組合と協力し合って、1999年と2008年に職場における民族差別を禁止する法案の可決に重要な役割を果たした。2008年初夏、LOは未登録外国人労働者への支援と彼らの声を代弁する方法を確立させ始めた。LOは現在、労働・在留許可証を保持していない外国人労働者が犯罪者扱いを受けないようにスウェーデン外国人法の改正を要求している¹⁰⁾。

2008年11月、スウェーデンは、EU非加盟国の市民がスウェーデン国内で就労することを許可する新たな移民労働法を採択した。これにより、移民労働者は最長四年間労働許可を延長させることが可能となり、さらにその後、永住許可の資格を得ることが可能となった。注目すべきは、この法案が通過する際の議会における討論である。SDP、左翼党、LOは野党連合を形成していたが、平等性、並びにスウェーデンの高齢者への公共福祉に対する懸念をともに表明したのである。彼らは、新法によって賃金のダンピング、弱い立場の被用者からの搾取、保護を受ける権利の希薄化が引き起こされかねないと憂慮した。外国人労働者の募集の必要性の判断については、スウェーデン公共職業紹介所よりも個々の雇用者側の意向が優先される一方、スウェーデン移民局の指導・監督下で、スウェーデンの労使協定で規定されたものと同等かそれ以上であるのを義務付けられた雇用条件を雇用者が遵守することで妥協が成立した。さらに新法は、申請が却下された保護希望者に対し、却下決定から二週間以内に労働許可申請をすることを認めた¹¹⁾。

2010年12月、スウェーデン政府は差別撤廃政策といった全面的改革に着手したが、それは移民の定住に向けた調整の主たる責任を、地方自治体から公共職業紹介所に移管させるというものであった。またそれは、スウェーデンに新たにやって来た者については、その居住地に関

わりなく、全て平等に扱うという新たな公的報酬制度を導入するものであった。そうした報酬は、新たな移民が語学コースや社会適応のためのコースを含む様々なプログラムに参加することが前提となっている。そうした改革の結果「外国人を弱者と見なしてきた包容的なメンタリティーの持ち主は、外国人が早々に仕事を見つけれられるように注意を払う」ようになった。

米国では、移民のバックグラウンドを有する有権者は、民主党と共和党を通じて、その政治的影響力を発揮させることができる。米国のリベラルな帰化政策は、移民が選択しさえすれば、その政治的権利を早々に行使することを許容するものであるが、帰化した移民が米国生まれの米国民に比して選挙に参加する傾向は概して低い。伝統的に、移民（特にメキシコ系移民）の多くは、たとえ公文書に記載されて、何世代にもわたって米国に居住し続けていたとしても、米国の市民権を取得してこなかった。彼らはまず1994年のカリフォルニア州における住民投票の提案187号（主としてメキシコ及び中米諸国出身の不法出稼ぎ労働者に社会福祉サービスの付与を拒絶するという内容）によって衝撃を受け、さらにその後の議会や地域の住民全体から示された反移民といった敵意によって衝撃を受けた。大勢の人々が移民の権利擁護を求める大規模なデモに参加し、それに続いて「今日はデモを行ない、明日は投票する」というスローガンの下で、デモの主催者から帰化を強く勧められた。2008年、カリフォルニア州で新たに市民権を獲得したのは30万人で、全米合計のほぼ三分之一を占めるに至った¹²⁾。非白人系の有権者数は白人系のそれにくらべてますます近付きつつある。

民主党は共和党以上に、近年急増しているラテンアメリカ系やアジア系の人々の移住と帰化から利益を得ている。例えば2007年の時点で、ラテンアメリカ系の選挙人名簿登録者のうちの57%が民主党支持者であるが、共和党支持者は23%であった。新たな民主党支持者の増加は、部分的には移民労働者からなる労働組合の最近の実績によるものである¹³⁾。1990年代後半、米国労働総同盟・産業別組合会議（AFL-CIO）が外国人労働者への支援を開始した。また全米農業労働者組合（UFW, the United Farm Workers）、トラック運転手や倉庫労働者らの産業別労働組合（Teamsters）、サービス従業員国際労働組合（SEIU, the Service Employees International Union）といった他の労働組合も不法移民労働者を含む外国人労働者への支援に乗り出した¹⁴⁾。移民の多くは民主党を同性愛者、マイノリティ、移民に対して寛容な政党であると見なしている。もっとも、キューバやベトナム出身の移民は概して反共・タカ派路線の共和党を支持している。

民主党にせよ共和党にせよ、移民のように政治参加の傾向が低い有権者をターゲットにするインセンティブはごくわずかである。それよりもむしろ両党はダイレクト・マーケティング、マスメディアによるキャンペーン、選択的動員（selective mobilization）といった党本部が駆使するキャンペーンを通して、得票の見込みが高い有権者の動員にエネルギーを注ぎ込んでき

た¹⁵⁾。民主党、共和党ともに最近の大統領候補は選挙キャンペーンに際して、スペイン語のスピーチをすることでラテンアメリカ系の有権者の関心を惹こうと努めてきたものの、ラテンアメリカ系コミュニティの人々は両党による社会活動に対して失望を表明し続けてきた。20世紀前半における欧州からの移民ラッシュ時とは異なり、移民が市の人口のほぼ半数を占めるロサンゼルスにおいてさえ、政治的利益団体も政党組織ももはや移民を政治的に動員する力を失っている¹⁶⁾。

だが、2008年の米大統領選挙の際に、とりわけバラク・オバマの選挙キャンペーンにおいて、こうした政党の動員力の喪失といった事態から脱却する好機が訪れた。オバマは、移民労働者の運動がスローガンとして用いてきた“Si, se puede”の英訳“*Yes, we can*”をそのキャンペーンのスローガンとして採り入れた。ロサンゼルス民主党地方組織はラテンアメリカ系のボランティアを移民のコミュニティに派遣した¹⁷⁾。またこうしたボランティアをラスベガスに送り込んで、ラテンアメリカ系の有権者に対してオバマに投票するように勧誘した。エスニック政治が今やサン・ガブリエル・バレー (San Gabriel Valley) のような多様なエスニック・グループが居住する地域で見られるようになってきている。サン・ガブリエル・バレーにおける2009年の議会選挙において、当選争いは中国系米国人のジュディ・チュー (Judy Chu —— 趙美心) とメキシコ系米国人のギル・セディロ (Gil Cedillo) という二人のリベラルな民主党員に絞られていた。ラテンアメリカ系移民の有権者数は、アジア系のそれよりも三対一以上の比率で上回っており、かつサン・ガブリエル・バレーにおける選挙人登録者総数の半数を占めていた。それにもかかわらず、チューが多民族間の連携を築き、またロサンゼルス市長のアントニオ・ビライゴサ (Antonio Villaraigosa) や UFW の共同設立者の一人であるドロレス・ウエルタ (Dolores Huerta) という要路にあるラテンアメリカ系米国人の支持を得るに及んで、選挙で勝利を収めた¹⁸⁾。結果的に、彼女はアジア系のほぼ全ての票、白人系の大半の票、ラテンアメリカ系の三分の一の票を獲得したのである¹⁹⁾。

投票権がなく、また一貫した帰化方針もない中で、日本在住の外国人は政党及びその支持基盤から排除された状態のままとなっている。1998年に公明党が永住外国人に地方参政権を付与するという法案を提出したが、公明党を含むどの野党も法案を国会で審議するように自民主党を説得することに成功してこなかった。公明党が2000年に連立与党に加わった後も、2008年6月に至るまで、自民主党は一貫して外国人問題への関心が低いままであった²⁰⁾。地方参政権がないことから、日本国内の外国人には公式の民主主義的組織と政治的に関わる機会がほとんどなかった。ただし、近い将来にこのような状態が以下のような近年の進展によって変化することもあり得るだろう。すなわち、2006年における中心的な労働組合である連合と全労連への外国人労働者の加入、2008年における中川秀直自民党元幹事長による今後50年以内に外国人

労働者を1,000万人受け入れるという提案、2009年における衆議院選挙での民主党の勝利など。連合と全労連はそれぞれ民主党と共産党の中心的な支持団体であることから、外国人に関する問題は両党の優先課題のリストの上位に置かれるであろう²¹⁾。

2010年1月、与党民主党は永住外国人に地方参政権を認める法案を国会に提出した。この法案は、野党自民党の議員のみならず民主党内の保守的な（かつ若手の）議員や連立相手の国民新党からも強い反対に遭った²²⁾。国民新党は従来から反移民の政治的スタンスをとってきた政党である。日本では移民問題が選挙運動に際して、主要政党の中心的な関心や討論のテーマとして浮上することは未だかつてなかった。しかし、近年になってから何名かの自民党の著名な政治家が、国民からの支持を集めるために特定の外国人（特に不法残留外国人）を標的にするようになった。彼らは、標的とした外国人が日本社会にとって「異常」な存在であり、かつ潜在的に「危険」な存在であるというネガティブなイメージをつくり上げ、広めようとした。例えば、石原慎太郎東京都知事は、大地震の際に略奪や暴動が起こることを防ぐために、外国人に目を光らせるよう自衛隊に要請した。石原は2000年4月9日の陸上自衛隊員を前にした訓辞の中で、外国人が秩序の崩壊に乗じて、暴動を引き起こしたり犯罪を行なったりするかもしれないと言いつた²³⁾。実際、石原は中国人が犯罪に手を染めるDNAを有していると信じており、それを公言している²⁴⁾。こうした人種差別的な発言は政権の中核により近い政治家からも聞かれる。2003年7月12日に催された自民党福井県連の開会セレモニーの席上で、自民党の派閥の領袖であった江藤隆美は次のように述べた。

新宿の歌舞伎町は第三国人が支配する無法地帯。最近では、中国や韓国やその他の国々の不法滞在者が群れをなして強盗をしている。……国内には不法滞在者など、泥棒や人殺しやらしているやつらが100万人いる²⁵⁾。

2003年度の公式統計によれば、日本人による強盗事件は4,698件、殺人事件は1,456件であるのに対して、不法滞在外国人による強盗事件は145件、殺人事件は16件に過ぎないにもかかわらず、江藤は故意に不法滞在外国人と重大犯罪とを結び付けたのである。さらに江藤は状況の深刻さを際立たせるために、実際には不法滞在外国人数が30万人を超えていないにもかかわらず、その数を誇張した。興味深いことは、石原と江藤の両人とも不法滞在外国人を「第三人」ないし「第三国人」と呼んでいることである。「第三国人」という用語は占領期に朝鮮人、中国人、台湾人を日本人（と米国進駐軍）とは人種的に異なる人々として劣等視する状況の中で一般に使用されていたものである。

Ⅲ. スウェーデン、米国、日本における運動の諸条件

スウェーデンでは、政府が移民自身によるエスニック団体の発展や多文化社会の創生を奨励している。スウェーデン政府は、外国人がその文化やアイデンティティを形成し保持することを奨励するために、移民自身によるエスニック団体に対して財政支援を行なっている。例えば、1975年の多文化主義的な移民政策では、スウェーデン移民局を介して全国規模の移民団体に対して補助金を交付することによって、移民の組織化を奨励した。実際、スウェーデン政府の移民対策に関する財政支出の大部分は、全国規模の移民団体に対する支援に充てられてきた²⁶⁾。地方の移民団体もまた政府や地方自治体から財政支援を部分的に受けている。こうした移民団体には政治制度に影響を及ぼすチャンネルとしての役割が付与されてきた。スウェーデン的なコーポラティズム国家は、その政治制度において様々な集団の利害に基づく諸要求のバランスを保ってきた²⁷⁾。

米国では近年、信仰に基づく団体は外国人を含む貧困層への福祉支援に際して、政府から助成を受けてきた。就任直後、ジョージ・W・ブッシュ大統領は、ホワイトハウスの「信仰に基づく及びコミュニティによるイニシアティブ局 (Office of Faith-Based and Community Initiative)」並びに五つの省の「信仰に基づく局 (faith-based offices)」を指導して、信仰に基づくプログラムによる困窮した人々への支援を阻んできた歴史的障壁を明らかにした。そしてブッシュは、信仰に基づく団体が政府基金の獲得競争に当たって、平等に取り扱われなければならないとする大統領令をこれらの局に宛てて発した。その結果、「信仰に基づくイニシアティブ (Faith-Based Initiative)」の下での新たな連邦資金の獲得に伴って、多くの信仰に基づく団体がその活動範囲を相当程度広げることとなり、米国の移民・福祉政策からこぼれ落ちていたものが拾い上げられるようになった。

キリスト教系の団体はとりわけアジア系の移民に対する支援において長い歴史を有する一方で、19世紀後半には東アジア各地で米国人宣教師は大きな存在感を放っていた。宣教師の団体の中には、チャイナタウンにおける住居・雇用・移民問題を他の様々な団体とともに支援するために形成されたものもある。それらの宣教師の団体は反アジア系移民を掲げる暴力への反対を訴え、アジア系移民の社会福祉に配慮し、アジア系移民に対する州及び連邦の政策への不満を表明した²⁸⁾。20世紀初頭、その信仰故に米国社会への非同化を非難された、特に南・東欧出身の移民はカトリック系の75%を占めていた。それ以降、カトリック教会は、巨大な社会と見紛うほどのその機構を通じて、一連の教育・医療・社会サービスを提供してきた。1965年以降、(カトリック教徒の)ラテンアメリカ系や東アジア系の移民が増加すると、キリスト教系の団体は移民への支援を拡大させるとともに、彼らの動員を図ることにも着手するように

なった。

日本では、活動家は地方自治体のエリート層に協力者を探し求めている²⁹⁾。地方自治体の職員は地域住民と直接接ししなければならない。そうしたことから社会福祉サービスの提供、並びに地域住民の福祉の需要に関する情報の収集に当たって、地方自治体は概して政府と住民の間を橋渡しする機能を発揮している。地方自治法は、地方自治体が当該地域において急増する外国人をも含む全ての域内住民に安全、健康、福祉を保障すべきだとしている。そのために地方自治体は外国人を地域住民や労働者として保護するために、国際交流協会、労働相談所、外国人相談センターといった様々な外国人支援機関を設置してきた³⁰⁾。

1998年の特定非営利活動促進法は、小規模のボランティア団体、及びその他の市民団体に法人格を与えることを内容としており、特定の NGO と地方自治体との連携強化を図ったものである。それによって地方自治体は重い財政負担を抱えることなく、より大きな責任を担って、サービスを拡充させていくことが可能となった。外国人住民への社会福祉サービスの提供に際して、特に進歩的な地域の自治体においては、NGO の仕事ぶりや専門的知見に対して認識と評価が定着しつつある。そうした自治体は、活動家に講演依頼を行なって活動家との対話の場を設けたり、討論会や市民会議を催したり、活動団体とともにボランティアを行ったり、NGO に助言するための協議会を立ち上げたりさえしてきたが、そうした尽力はいずれも地域の外国人住民に向けた政策の優先順位を決定するプロセスに活動家を参加させることを目的としている。地方自治体は、外国人住民の福祉の需要に関する情報を収集しつつ、政府に対する提言も行なっている。それ故に日本の運動は、その手法を全国レベルにまで浸透させるのに先立って、何よりもまず地方自治体レベルから着手することによって、政策変更に大きく成功してきたのである³¹⁾。

IV. 親移民運動の比較的考察

スウェーデンの移民は、そのエスニック団体を通してだけでなく、様々な公式の政治団体をも通して、政治活動に参加することを奨励されている。一方、日本では政党による政治活動が低調であり、近年までの米国ではエスニック・宗教・活動家コミュニティが NGO を設立して外国人に様々な支援を提供するように奨励されていた。こうした NGO は、移民の政治参加に当たっての重要な構成要素となっているが、それは NGO が移民の政治参加に際しての諸条件を整備しているからである。このようにして、移民は三カ国全てにおいて当該国生まれの国民よりも選挙への参加が概して低調なものの、滞在先の社会の政治に参加することが可能となっている。

スウェーデンでは、政府が移民自身によるエスニック団体に補助金を支給しているが、移民には地方参政権があることから、移民はエスニック団体の活動に積極的に関与しようとはしない傾向が見られる³²⁾。ごく一部のマイノリティの文化的な問題を除き、移民団体は民主主義のプロセスにおいて移民の利益を代弁するに当たって、副次的な役割しか果たしてこなかった。スウェーデンというコーポラティズム国家が様々な集団的利益の要求のバランスを取ろうと試みてきたにもかかわらず、である³³⁾。エリトリア協会 (an Eritrean association) の代表者の一人は「我々は協会を通して故国 (エリトリア) に対して政治的影響力を行使することができる」と信じてさえいる³⁴⁾。移民自身によるエスニック団体は、スウェーデンの ODA の約 55% が振り向けられているスウェーデン国際開発庁との密接な関係によって、そうしたことも現実として可能なのである。

しかしながらアッシリア人、トルコ人、クルド人、ギリシア人の団体などのより規模の大きいエスニック団体のいくつかは、言語や教育に関する要望を実現しようとする圧力団体として機能してきた。1980年代にはこれらの団体は政府に圧力をかけて、六歳から九歳までの就学児童を対象とした母国語プログラムの拡大、並びに反差別政策の実施を行なわせることに成功した³⁵⁾。リンケビー (Rinkeby)、ハーニング (Haninge)、セーデルテルエ (Södertälje) のような永住外国人を抱えるいくつかの地方都市では、現地の移民自身によるエスニック団体と自治体職員・政治家の間で密接な関係が構築されている³⁶⁾。政治的独立性を有する労働者教育協会 (ABF, *Arbetarnas bildningsförbund*) は労働運動と同じ価値観を共有しているが、移民団体 (並びに身障者団体や高齢者団体) をも傘下に置いている。例えば ABF はハーニングにおいて、イラン人コミュニティが大きなパーティーを開いて、イランの地震被災者に送る古着を集められるようにするために、イラン人協会に便宜を与えた。

1995年から2006年にかけて、移民自身によるエスニック団体から推薦を受けた数十名の移民のリーダーが、民族の平等と統合のための政府会議に出席し、移民の代表として積極的役割を果たした。全国規模の移民自身によるエスニック団体からそれぞれ二名の代表者 (男女一名ずつ) が会議に出席し、そうした代表者は会議出席者の過半数を占めた³⁷⁾。他の出席者は宗教団体、移民の権利擁護を求める NGO、労働組合の代表であった。この会議は1997年から2003年まで年に四回開催され、新たにやって来た難民、並びに労働の場における民族差別に関するレセプションに見られるように、スウェーデンの未来の統合政策に関する諸問題について討議した³⁸⁾。政府はこうした会議を設けることで、統合政策について議論するためのフォーラムを提供し、大臣を通して議会に提議する準備を行なった³⁹⁾。2001年の二重国籍法の採択は、移民自身によるエスニック団体の代表者が働きかけを行なった結果であるとされている。そうした代表者は、二重国籍によって移民はよりいっそう安心感を得ることができ、またスウェー

ンにおいても母国に住んでいるような心地になることができ、ひいては移民のスウェーデン社会への統合の進展につながると主張していた⁴⁰⁾。それはスウェーデン国内の移民が「心理的平等」を体感できるようになるための改善の試みであった。2003年以降も、統合政策案に関する一連の討議が行なわれたが、スウェーデン社会民主労働党（SDP）内部の意見の不一致によって、討議は実を結ばなかった。2006年秋の選挙でSDPが敗れると、討議も終了となり、政府会議も解散されることになった。こうした結果にもかかわらず、市民団体側からの要求があったわけでもないのに、政府による協議機関の設置の決定に際して、市民活動家と政府当局の間で交渉がなされたというのは注目すべき重要なことである。

地方・国家レベルの活動に加えて、スウェーデンにおける移民運動には超国家レベルのロビー活動も含まれている。2008年7月、スウェーデン国連協会（the United Nations Association of Sweden）は19の全国規模の移民自身によるエスニック団体とともに、国連人種差別撤廃委員会（CERD, the International Convention on Ethnic and Racial Discrimination）に送られた「スウェーデン第17・18次報告書」に対して、的確に反論を行なったレポートを提出した。このオルタナティブな性格のレポートは他の項目においても、人種的動機に基づく攻撃やヘイト・スピーチに対する防止、闘争、起訴に向けての努力を強化するようにスウェーデン政府に求めている。スウェーデンが1995年にEUに加盟すると、移民の権利擁護を訴えるいくつかの大規模NGOは超国家レベルにおいても政治的役割をますます積極的に担うようになった。そうしたNGOは進歩的な国際法を採用するようにEUに対してロビー活動を展開しており、難民の取扱いを定める法律やその手続きの改善、受け入れ基準の緩和、「隠された」外国人の保護を求めている。要するに、移民の市民権が国家単位でよりも超国家単位で保障された方がより現実に適って好ましいとしており、欧州市民権がEU加盟国の出身ではない移民にまで拡大されることを要求しているのである。とりわけその活動は「欧州人権条約（European Convention on the Protection of Human Rights）」に焦点を定めているが、その条約は締約国を法的に拘束し、超国家的な司法強制力のメカニズム——欧州人権裁判所を擁している。EUが政策執行のメカニズムを欠く分野においては、スウェーデン赤十字社（the Swedish Red Cross）のような移民の権利擁護を訴えるNGOが、国際条約についてはもちろんのこと、EU加盟国の国内法やEU法についても、その施行状況をチェックすることを欧州委員会に提案してきた⁴¹⁾。

最近のこうした進展により、避難希望者やマイノリティを対象とした政治活動の新たな戦略が超国家レベルで顕在化している。そこでは、こうした国際的なNGOが他の欧州諸国の現地団体と連携して、EUに政策変更を行なうように求めてロビー活動を展開しており、それはスウェーデン政府が同様の政策を採用することを目的としている。例えば1990年代に「避難民・難民支援グループ・スウェーデン・ネットワーク（FARR, Flyktinggruppemas och

asylkommittéernas riksråd)」という NGO は、スウェーデン国内で署名運動を展開し、EU にロビー活動を行なって、難民、特に旧ユーゴスラビア出身の個々には迫害を受けたという証拠に欠けるが、内戦や内部紛争の犠牲者として人道上そのように扱われるべき対象としての難民の受け入れを認めさせることに成功した⁴²⁾。FARR とスウェーデン赤十字社は、イラクからの避難希望者のために類似の政策を採用するようにスウェーデン政府へのロビー活動を続けている。特筆すべき重要な点は、スウェーデンの移民政策が総じて他の EU 加盟国よりも進歩的だということである。

米国では、政党及び伝統的な利益集団の不作為から、民族・人種のマイノリティを代弁する世俗的な・信仰に基づく団体が制度的に発展する機会がもたらされている。こうした団体には労働団体、労働センター、アドボカシー団体、社会奉仕団体、教会関連団体などがある。こうした団体は選挙結果を左右することには関心を示さないが、移民が帰化したり、選挙人名簿に登録したり、そのコミュニティを選挙活動に動員したり、移民問題に同情的な候補者を支援したりすることに寄与している。ここで非常に重要な点とは、こうした団体がデモの主催といったような非投票行動の政治活動を促進していることである。こうした団体の多くは公民権運動の最中ないしその後になって出現したものであるが、恵まれない人々の市民権獲得のための戦いの最前線に立ってきた。エイミー・ガットマン (Amy Gutmann) がいみじくも指摘しているように、こうした団体は「普遍的かつ平等主義的な原理——反差別・同一労働同一賃金・機会均等・市民としての平等を実現するように訴えて、利益団体による政治が放置してきた不正を修正しようとしてきた」⁴³⁾。

移民の労働と生活の場になっている米国の都市部の貧民街では、宗教団体が進歩的なコミュニティに関与したり、移民の組織化に向けて尽力したりする傾向が高くなっている⁴⁴⁾。例えばシカゴでは、宗教指導者が低賃金の労働者の待遇改善のために、65の団体を網羅した全国規模のネットワークをつくることを支援した。ロサンゼルスでは、カトリックの聖職者が労働組合のリーダーとともに、ホテル従業員の最低賃金の増額という成果をもたらした集団争議に参加した。保守的なユタ州においても、モルモン教会が先頭に立って、重大な犯罪に関与することなくユタ州内で労働に従事している多くの不法移民に対して、合法的な在留資格を付与するために尽力した。2011年3月にゲーリー・ハーバート (Gary Herbert) 州知事が署名した法案(「ユタ・コンパクト」あるいは HB116としても知られる)の可決の背景にはモルモン教会の影響が一部にあったが、その信者の多くは他国での伝道活動に従事しており、また社会的に疎外された人々の苦境に同情的であった。法案に反対したスティーブン・サンドストロム (Stephen Sandstrom) 共和党州議会議員は「モルモン教会の働きかけがなかったならば、(外国人労働者) 法案は可決されなかっただろう」と述べていた⁴⁵⁾。

信仰に基づく団体のいくつかは、衰退した都市コミュニティを再生させる原動力となっており、その際に様々なコミュニティ活動家とネットワークを構築して、多民族間協調や民主的ガバナンスを促進してきた⁴⁶⁾。こうした団体は、住民会議やマスメディアを通じて、移民・地域問題に関する公的議論を喚起している。また祭典、文化活動、様々なイベントを催すことを通じて、同じコミュニティ内の外国人と米国生まれの米国民が多文化理解を深めていけるようにする一方、移民の文化の特徴の一部を保護している。例えば、ロサンゼルス郡のエルモンテにあるコミュニティでは、米国聖公会の「我々の救世主センター (Our Savior Center)」によって、メキシコの死者の日、米国のハロウィーン、中国の春節の祭典が定期的に催されている⁴⁷⁾。2004年6月、全米カトリック司教会議 (The United States Conference of Catholic Bishops) が「移民に正義を、希望の旅 (Justice for Immigrants, A Journey of Hope)」をスローガンとした全米規模のキャンペーンに着手して、移民問題についてカトリック教徒や公衆を啓発した結果、政策立案者は地域・州・全米規模で包括的な移民制度改革の実施を迫られるようになった⁴⁸⁾。

信仰に基づく団体の中には、移民をネガティブ・ターゲットとした公共政策に対する反対運動を主催したりするものもある。とりわけカトリック教会は移民制度改革に関する議論の中心に位置しており、2006年に全米を席卷した移民主導の抗議運動において中心的な役割を果たしていた。2006年3月1日、ロジャー・マホニー枢機卿 (Cardinal Roger Mahony) は、もしも不法移民を支援することを犯罪とする内容の法律が下院で可決されるならば、その法律を無視するように指示する意向を大司教区の聖職者と世俗のカトリック教徒に対して表明して、こうした議論に衝撃を与えた。2006年3月26日、ロサンゼルス大司教区、移民支援団体、ラテンアメリカ系メディアはロサンゼルスで50万人を超える大規模な抗議デモを主催した⁴⁹⁾。5月1日にもカトリック教会は、他の移民の権利擁護団体が全米で「移民のいない日 (Day Without Immigrants)」を主催して、移民の経済・政治的影響力を誇示しようとするのを援助した⁵⁰⁾。カトリック教会は全米各地で教区民に抗議運動への参加を奨励し、司教や司祭をスピーカーとして派遣して、連邦議会及びその他の公開討論会において新たにやって来た移民のための代弁者としての役目を果たさせた⁵¹⁾。

2010年4月、ローマ・カトリック教会及びその他の宗教団体の指導者は、アリゾナ州のジャン・ブリュワー (Jan Brewer) 知事に書簡を送り、移民の資格が疑われる人物に対する取調べを警察官に命じることを内容とする州上院法案 (SB1070) を拒否するように要請した。アリゾナ州トゥーソン司教区のジェラルド・キカナス司教 (Bishop Gerald Kicanas) は、書簡の送付に際して先頭に立って助力した人物であるが、「我々のあらゆる宗教的伝統が外国人に対する歓待や困窮する人々への援助を命じていることはあまりに自明のことだ」と語っている⁵²⁾。法案がアリゾナ州議会でも可決されると、宗教団体の指導者や移民の権利擁護団体の活動家は米

国中で反対運動やアリゾナ州に対する経済的ボイコット運動を展開した。同じく2011年4月21日、聖トマス教会のハイメ・モリーナ神父 (Father Jaime Molina) は、保守的なジョージア州コブ郡における犯罪容疑者の移民資格を取り調べる権限を警察に付与するという法案の提出に対して、抗議デモを主催することを支援した⁵³⁾。コブ郡のマリエッタの古い町広場では、デモの参加者は、イエスが磔の刑の前日に弟子たちの足を洗ったことにならむ象徴的行為として、移民の足を洗った。それは移民への謙遜及び移民との連帯を意図したものであった。

いくつかの信仰に基づく団体は、反移民法案を可決したこれらの州を相手取った訴訟をも起こした。例えばアラバマ州では合同メソジスト教会、米国聖公会、ローマ・カトリック教会が反移民的な法案 (HB56) 「アラバマ州納税者保護法 (2011年)」の可決直後に州を提訴している⁵⁴⁾。HB56は、全ての雇用者に対してE-ベリファイ・システム (就労ステータス・チェック・システム) の活用を義務化し、州法や地区条例に違反したために法的に拘束された者の移民資格を取り調べる権限を警察官に付与するものである。長老派教会、全米キリスト教協議会 (The National Council of Churches)、全米福音派協会 (The national Association of Evangelicals)、米国聖公会主教会議 (The Episcopal Church Bishops)、合同メソジスト教会、南部バプテスト連盟などの多数の信仰に基づく団体が、不法滞在の合法化を支持しており、不法移民に対する厳しい取締りを不道徳なもの、もしくは「見知らぬ者でも歓迎し、あらゆる人々にもてなしを与えるという我々の教理に背くもの」と見なしている⁵⁵⁾。

日本において、キリスト教徒は外国人労働者に対する支援団体の設立のパイオニアであった。1983年、キリスト教団体が主にフィリピン人女性を対象としたカウンセリングとシェルターの提供を始めた。このカウンセリングは、フィリピン人のエンタテイナーが直面していた深刻な問題——とりわけ彼女らをスナック・バーから救い出すという問題——をどのように解決していくかといったことに焦点を当てたものであった。1987年までに六つのキリスト教団体が存在しており、その支援の対象は様々なエスニック集団に拡大していった。その後も、いくつかの市民NGOがキリスト教団体から派生していった。1980年代末期、外国人が建設業や町工場に流入するようになると、労働組合や弁護士などのNGOがこうした闘争に参画するようになった。1990年に入管法が改正され、さらには超過滞在の外国人労働者を国民健康保険の適用対象から除外するという口頭指示が (訳者注：厚生省から) 出された。その結果、医療や職業の安全を担う多くの人々が外国人労働者に対する支援団体を立ち上げ、基本的権利の擁護と福祉サービスの提供を勝ち取るために闘争を始めた。2006年までに日本各地に移民の権利擁護活動を行なうNGOが約200団体も設立された⁵⁶⁾。

日本の多くの地方において、NGOが率先して外国人に対してサービスを提供してきた。例えば2008年に「浜松NPOネットワークセンター」が、外国人子女の登校を促し、日本人生徒

と外国人生徒の間のコミュニケーションの向上を図るために、外国人の高校生とのミーティングを開催し始めた。翌年以降、静岡県はこの団体の催しに感銘を受けて、ミーティングの共催者になることを申し出た。地域によっては、地方自治体がいくつかの NGO の成功例やその専門的知識に着目し、それらとパートナーシップ関係を確立して、外国人を対象とするサービスの一部をそれらに委託してきた。例えば、NPO 法人の「かながわ女のスペースみずら」は、横浜市と横須賀市に二つの女性用のシェルターを設置している。群馬県太田市では市職員が NGO「あゆみの会」の立ち上げを支援し、「あゆみの会」は外国人住民向けの日本語学習教室を 1998 年から開いてきた。

多くの外国人人口を抱える地方自治体は時として、NGO の側に立って、その政府の公式政策としばしば対立を引き起こしてきた活動を支援してきた。例えば 2000 年、浜松市長は、「浜松外国人医療援助会 (MAF 浜松)」という NGO が外国人向けの無料健康診断を提供している施設を訪問している。市長は、多くの外国人が健康保険に未加入の状態であることを目の当たりにして、国民健康保険への加入規定の緩和を決定した。同様に 1985 年には、在日韓国・朝鮮人団体、及びいくつかのエスニック団体が永住権を有している外国住民に対する指紋採取を差別的措置として反対すると、川崎市はその実施を見合わせることにした。その後まもなく他の自治体も川崎市の例に倣うようになった。こうした動きは政府の指針と正面から衝突するものであったが、最終的に政府は方針転換をするに至った。1991 年、政府は永住外国人に対する指紋押捺の義務を正式に免除した。また政府は 2000 年までに登録を目的とした指紋採取の実施を撤廃した。

地方自治体と NGO の協力関係は、相互交流を重ねるうちにより制度化されるようになった。そして外国人、自治体職員、活動家が一同に会して、外国人住民の暮らしに関する問題について話し合ったり、知事に対する政策提言を行ったりするといった革新的な制度環境の創出を促進してきた。例えば 1998 年に、神奈川県は「外国籍県民かながわ会議」とともに「NGO かながわ国際協力会議」を設立した。こうした制度的環境は、外国人と NGO のアドバイザー会議によって成り立っているが、民主的ガバナンスの新しいあり方を、少なくとも強力な政府に対する現実的でより制度化された挑戦を生み出す可能性をもたらしている。それは、周縁化されてきた日本の活動家や外国人住民に対して、一種の民主主義的な熟議の場を提供するものである。2001 年、外国人と NGO のアドバイザー会議は、外国人向けの医療通訳サービスの改善を訴えた⁵⁷⁾。神奈川県は民間・非営利医療団体を集めて、市町村の担当者とともに検討することで、それに応じた。検討のテーマになったのは、県の財政負担を最小限にしつつ、全ての外国人に対して医療従事者の指示を外国人各々に理解できる言語に翻訳し得る人材を付けるための最良の方策であった。NGO のリーダーは、ボランティアに対して医療通訳の講習を施す新

たな NGO の設立を提唱した。こうしたボランティアは、外国人患者への医療通訳や社会福祉サービスを提供するに際して、地方自治体の社会福祉担当者や病院のソーシャルワーカーと協働することが期待されている⁵⁸⁾。地方自治体や民間医療機関の代表者は、高い知見を備えた NGO のリーダーの意見を真剣に受け止めていた。こうしたリーダーは、地域における外国人の社会経済的な状況に関する専門的知識を披露したのみならず、日本的規範によって期待される討議の席での言葉遣いや振る舞い方についても明確に理解していた。こうした討議の結果、2002年に「多言語社会リソースかながわ (MIC かながわ)」が設立された。「MIC かながわ」には、年に二回開催される医療用語の定期講習を受ける約80人のボランティアがいる。ボランティアは「MIC かながわ」と法的契約を結びソーシャルワーカーを常駐させている指定病院にのみ派遣されている。活動家は、一般にソーシャルワーカーが優れた継続的サービスを提供しており、かつ医療問題だけにとどまらず患者の社会・経済的な問題についても適切な処置を行なっていると考えている。多くの外国人患者（特に超過滞在者）は、特別の社会・経済的支援を要する医療問題を抱え込んでいるために、「MIC かながわ」はソーシャルワーカーを常駐させている病院と協働することが好ましいとしている。

外国人住民の居住率が高い諸地域では、地方自治体が相互に連携して、政策提言をまとめて政府に要望を出していた。地方自治体は（NGO とは別に行なうにせよ、NGO と一緒に行なうにせよ）外国人に向けてさらにサービスを提供する必要性を認識するようになったことから、政府に対して政策転換を求め始めた。ほどなくして、そうした自治体は政府に大きな影響を及ぼすためには、各自治体が個々で対処するよりも一丸となって対処する方が効果的であると認識した。2001年5月、13の市町村の首長が「外国人集住都市会議」を設立した。同会議に参加した自治体は外国人に対して公営住宅や無料の健康診断を提供してきた。ここでより重要な点は、同会議（現在は28都市が参加。訳者注：2012年4月1日現在は29都市）が外国人に関する問題、とりわけ外国人住民の地域社会への統合という問題をめぐって、政府に対してロビー活動を行なっているということである⁵⁹⁾。同会議は、移民支援活動を行なう NGO の「多文化共生」というコンセプトを借用して、政府に対して、外国人住民のための包括的な統合政策をとりまとめるように要請した。2006年に総務省はそれに応えて「多文化共生」の推進をうたったりポートを提出し、地方自治体に対して移民・統合問題に特化した公的なガイドラインの作成を認可した。

V. 外国人排斥運動の比較的考察

組織化された外国人排斥運動は、スウェーデンよりも米国や日本においてより顕著となって

いる。スウェーデンでは、民族・エスニック集団に対する敵対的な扇動や不法な差別行為は、警察のブラック・リストに記載されるほどの犯罪となっている。さらにヘイト・クライム関連の犯罪に対しては、より厳しい基準で刑罰を科すという法規もある。もっともスウェーデン政府によれば、人種差別主義団体の個々のメンバーによってなされた犯罪行為は有罪とし得ても、そうした団体の存在自体や団体への加入行為自体は有罪とはし得ないとのことである。その結果、スウェーデン国内には The National Socialist Front (NSF)、The Swedish Resistance Movement (SRM)、Info-14 などといった人種差別主義団体が設立されるに至った⁶⁰⁾。こうした団体の活動は一般的に非暴力的であり、ビラや新聞などによるプロパガンダの拡散に重点を置いてきた⁶¹⁾。

論者がストックホルムでフィールドワークを行っていた2007年7月、ネオナチ団体がセーデルマルム (Sodermalm) の論者のアパート近くのメドボリアルプラッツェン (Medborgarplatsen、人民広場) の真ん中で示威集会を開いていた。その集会の最中「アンチ・ファシスト・アクション (AFA)」と呼ばれる学生団体のメンバーが広場に突入し、ネオナチの集会参加者数人を殴りつけた。AFA のメンバーはすぐに現場から逃走した。論者が非常に驚愕し、興味を抱いたのは、警察が現場に到着しても、反ファシストの学生運動家を追跡しようとしなかったことである。その代わりに、警察はネオナチ団体のメンバーを集め、特に集会の最中に団体のニュースレターを掲示していた数名のリーダーを逮捕した。警察官は広場にいた人々から事情聴取を行なったが、暴力を振るったことを理由に学生団体を非難する者は誰一人としていなかった。人々は (警察を含めて) いずれも学生団体に共感を示す一方、ネオナチの集会参加者には批判的であった。換言すると、警察は集会参加者を (たとえ無許可であったにせよ) 表現の自由を行使したという理由で逮捕する一方、暴力を振るった団体を放免したのである!

スウェーデン最大の外国人排斥団体は、疑いもなくスウェーデン民主党である。スウェーデン民主党は「スウェーデン的」価値観・生活様式を維持することを目指すという非常に明確な外国人排斥思想を共有する人々から成っている。その党員は第三世界からやって来る移民によってスウェーデンの特色や遺産が破壊されると考えている。興味深いことに、この種の主張は The American Nationalist Union、The Citizens Lobby.com、The Council of Conservative Citizens (CoCC)、The European-American Rights Organization、The National Association for the Advancement of White People、The New Century Foundation といった米国内の白人至上主義団体のそれと似通っている。スウェーデン民主党と同じように、こうした団体は「米国的」文化・価値観の維持を目指している。こうした団体のメンバーは、第三世界からの移民によって米国の特色や遺産が破壊される一方、米国の第三世界の国家に変貌してしまうと信じている。彼らはヘイト・クライム規制法やアフターマティヴ・アクションに反対しており、それらを欧州系

米国人への差別であると見なしている。スウェーデンとは異なり米国においては、こうした白人至上主義団体のような一定の支持を集めている外国人排斥団体が世論を動員したり、その見解を公式の民主主義的組織に代弁させたりすることには成功していない。

米国の外国人排斥運動には、反移民ロビー団体と武装自警団体という二つの組織的形態が存在している。これらの外国人排斥運動団体のメンバーは移民を国家の抱えるほとんど全ての害悪、すなわち貧困、文化退廃、都市のスプロール化、環境悪化などの元凶として非難している。リーダーの一人は次のように述べている。

[ラティーノは] 我々の……福祉や医療を掠め取り、米国市民が拒まれている給付を枯渇させてしまっている。教育システムを破壊し、我々の法制度をあざ笑う一方で、生活保護を横取りしながら、ドラッグを売買している。彼らのギャングは我々市民を野蛮なやり方で殺している⁶²⁾。

反移民ロビー団体は移民を制限するように（年間たった25万人の家族との合流を望む者のみに限る）、草の根ロビー活動を通じて議員に圧力をかけようと努めている。全米規模の団体として有名なものには The American Coalition for Immigration Reform、The American Immigration Control、The Coalition for the Future American Worker、The Evangelicals for Immigration Reform、The Federation for American Immigration Reform (FAIR)、The National Grassroots Alliance、The U.S. Border Control、The United to Secure America などがある⁶³⁾。人口抑制運動や環境保護運動を展開する団体の中には、停電や水不足をもたらす天然資源の大量消費などの一連の環境問題の元凶として、移民を非難するものもある。そうした団体としては Carrying Capacity Network (CCN)、Negative Population Growth, INC. (NPG)、Numbers USA、POP. STOP、Population-Environment Balance、Project USA、Sierrans for U.S. Population Stabilization、Zero Population Growth (ZPG)、Californians for Population Stabilization (CAPS)、Floridians for Sustainable Population などがある。これらの団体は労働者、環境保護活動家、移民制度改革運動家をも含んでいるが、外国人労働者に対する各種のプログラム、滞在の合法化、ハイテク・ビザの支給の実施に反対している。

これらの団体は移民の減少に向けた努力の一環として、いくつかの特定の問題に関して州政府にロビー活動を行ない成功させたが、その結果、不法移民の生活が困難に立ち至った。例えば1994年、The California Coalition for Immigration Reform (CCIR) と The Voices of Citizens Together (VCT) は、カリフォルニア州における住民投票の提案187号を共同提起した。提案187号は不法移民とその子どもに対して、社会・医療給付を拒むというものであった。有権者は提

案187号を採択したものの、その後、連邦裁判所は、提案187号が移民を規正する連邦政府の権限を侵害するものであるという理由から、その採択を無効とした。The Immigration Reform Law Institute (IRLI) は FAIR の法律部門であるが、ラッセル・ピアース (Russell Pearce) 共和党議員による「アリゾナ労働者法 (Arizona Legal Workers Act)」の起草を支援した⁶⁴⁾。2007年に可決された同法案は、新たな被雇用者が米国において就労を許可されていることについて、雇用者がE-ベリファイ・システムに登録して、コンピューター上で立証すべきであるとしている。IRLIは2009年にもピアース議員による「我々の法強化の支持と地域安全法 (Support Our Law Enforcement and Safe Neighborhoods Act-SB1070)」の起草を支援した。同法案は、不法移民の嫌疑のある者に対する拘束、並びに身分証明書の提示要求の権限を警察官に付与するものであった。この法律は他の州における類似の移民法案、すなわちジョージア州 (HB87 2011年可決)、ユタ州 (HB497 2011年可決)、アラバマ州 (HB56 2011年可決)、フロリダ州 (HB7089 否決) などのモデルとなった。全米規模で (連邦議会に対して) 最も活発な草の根ロビー活動を展開している団体の一つが Numbers USA であり、目下のところ移民法を可決するために、メンバーに連邦議員と接触させようとしている。その移民法は連鎖移住の阻止、電子確認の義務化、ビザ抽選の廃止、生得権としての市民権の廃止、地域法の施行に対する支援といった内容から成っている⁶⁵⁾。こうした団体の中には草の根ロビー活動以外にも、いくつかの州で移民の割当て数を移民政策の範囲内にまで復させるために、ビルボード・キャンペーンを始めるものもあった。

また、米国生まれの不法移民の子どもに対する市民権の付与 (すなわち米国憲法修正第14条の遵守の要求)、市民権を有しない移民に対する公的支援の提供、英語を解さない移民の帰化についてそれぞれ反対している反移民ロビー団体もある。こうした団体としては、The Diversity Alliance for a Sustainable America、The California Coalition for Immigration Reform、The Sachem Quality of Life Organization (NY) などがある。その他にも、英語を公用語化することによって同化を促進する必要性を主張している団体がある。こうした団体は全般的にバイリンガル教育プログラムに対する連邦予算の支出に反対している。英語の公用語化に積極的なこれらの団体としては、The Center for Equal Opportunity/Equal Opportunity Foundation (CEO/EOF)、The English First、The English for the Children、The Pro English、The U.S. English などがある。例えば The English for the Children は、カリフォルニア州におけるバイリンガル教育の積極的展開に反対するといった内容の住民投票の提案227号に賛同していた。

上記以外の外国人排斥運動団体としては、大規模な武装自警団体などがある。こうした団体は、政府の権限が及ばないと主張している南西国境沿いの私有地において警備活動を行なっている。こうした団体の中には白人至上主義や反ユダヤ主義と親和性を有してきたことで知られ

ているものもある。こうした団体としては The American Border Patrol、The Arizona Guard、The Border Solutions Task Force、The Concerned Citizens of Cochise Country、The Ranch Rescue、The Voices of Citizens Together (VCT)、The Civil Homeland Defense などがある。こうした団体のメンバーは、米国への移民の大量流入を食い止められなかったとして、連邦政府と合衆国国境警備隊を非難している。また彼らは、アリゾナ州ダグラス (Douglas) のクロス・レール農場 (Cross Rail Ranch) で不法侵入した移民を千人以上拘束したと主張するバーネット (Barnett) 兄弟 (Roger と Don) に触発されていた。彼らは自らを国境付近の「地域監視役」と見なし、メキシコからの不法移民の侵入から私有地を守ることに専念しているだけだと主張している。こうした団体のリーダーの多くは、武器関連の法令違反で逮捕されていた⁶⁶⁾。

リーダーらは武装団体のメンバーを動員し、自警活動と威嚇行動のキャンペーンを行ってきた。過去数年間にわたって展開されてきたアリゾナ州の米国・メキシコ国境沿いの武装自警活動と反移民威嚇行動は、恐怖に満ちた雰囲気醸成していた。2005年4月、Civil Homeland Defense のクリス・シムコックス (Chris Simcox) とオレンジ郡のジム・ギルクリスト (Jim Gilchrist) は、アリゾナ州の国境警備のために Minuteman Project を立ち上げた。Minuteman Project は数百人のボランティアを抱えており、その中には民兵団体や白人至上主義団体の出身者もいた⁶⁷⁾。The Minute Civil Defense Corps は不法移民、家畜、麻薬密売人、その他の犯罪者に米国・メキシコ国境を越えるのを思いとどまらせるために、寄附金やボランティア活動を通じて、アリゾナ州に2.5マイル (当初の計画では10マイル) のフェンスを建設し得るようになった⁶⁸⁾。その他の団体、例えば American Border Patrol は、アリゾナ州の国境を越えてくる不法移民の動きを監視するためにハイテク機器を使用している。リーダーのグレン・スペンサー (Glenn Spencer) は時々小型無人飛行機を国境に沿って飛行させている。

日本は中国とは対照的に、アジアにおいてその経済力と政治的影響力を低下させてきた。北朝鮮政権が近年、日本に向けてミサイルを発射したり、核実験を行ったり、日本人の拉致を認めたりしたことを受けて、一定数の日本人が不安を感じている。こうした状況下で、反外国人感情に染まった超国家主義者の団体がいくつか現われ、北朝鮮籍の人々 (在日コリアン) を攻撃目標とするようになった (場合によっては中国人をも)。その中には「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」 (以下「救う会」) や「在日特権を許さない市民の会」 (以下「在特会」) といった団体などがある。特定の 이슈を追求し、(非暴力的である)「救う会」は、広範な 이슈を追求している「在特会」よりも世論の動員や政策立案者への影響力行使の点ではるかに大きな成功を収めている。

「救う会」は、北朝鮮による拉致被害者の家族を支援し、かつ北朝鮮及び在日本朝鮮人総聯合会 (朝鮮総聯) に対して抗議することを目的に1998年に設立された。例えば、2005年初頭

に「救う会」は、熊本朝鮮会館を運営する朝鮮総聯に対する課税減免措置を違法として、熊本市を告訴した。熊本地裁は朝鮮総聯に好意的な判決を下したが、「救う会」は福岡高裁へと控訴し、2006年2月に出された控訴審判決は、朝鮮総聯の活動には公益性が認められないとした。中山弘幸裁判長は、朝鮮総聯が「北朝鮮の指導のもとに、北朝鮮と一体の関係で、在日朝鮮人の私的利益を擁護するために活動しており、わが国社会一般の利益のために活動していない」と言明した⁶⁹⁾。

「在特会」は、桜井誠という仮名を用いる35歳の税理士によって2007年に設立され、およそ一万人の「サポーター」を擁する「ネット右翼」団体である（訳者注：ちなみに安田浩一著『ネットと愛国』（講談社、2012年）によれば、桜井誠は1972年生まれ、本名は高田誠、職業は税理士ではなく、高校卒業後、警備員や地方自治体の非常勤職員などの職を転々としていた）。「サポーター」の多くは桜井のブログを読んだり、コメントを書き込んだりしている低賃金かつパートタイムの仕事に従事している若い男性である。「救う会」のように「在特会」は、日本政府が在日コリアン、特に北朝鮮籍の人々に対して付与してきた「特権」に反対している。「在特会」のリーダーらはインターネットを用いて組織的に団結し、デモの時にのみ一同に会している。例えば2009年12月に「在特会」のメンバー十数人が京都朝鮮第一初級学校で抗議活動を行なった。彼らは校門前に集結し、拡声器を使って同校の生徒を「ゴキブリ」や「北朝鮮のスパイ」と呼んだ⁷⁰⁾。2010年に国連人種差別撤廃委員会に対して提出した書面において、「在特会」は以下のように説明している。

今、在日朝鮮人が享受している特権は、現在も続くアパルトヘイトと呼べるものです。京都朝鮮学校の目の前にある勸進橋児童公園や全国の朝鮮学校、全国の朝鮮関連の公的施設は、日本人の立ち入りが厳しく制限される場所となっています。未だにその朝鮮学校と公的施設を「原住民」たる日本人の多くが、たとえ規約を守るようにその使用制限を享受することを認めたとしても、利用することはできません。一方で日本の学校と公園や公民館等を含む公的施設はすべての人が等しく利用できます。在特会の主張はアパルトヘイトをやめるように要請するものであり……⁷¹⁾

「在特会」のリーダーらは、北朝鮮籍の在日コリアンが地域社会から自らを隔離するという選択を行ない、日本人の市民との協調的交流を促進しようと試みたこともないと主張している。彼らはそれ故に、公用地の使用や建築物の建造といった在日コリアンに付与されている「特権」は廃止されるべきであると考えている。実際、「在特会」のリーダーらは単に平等な待遇（平等性）を要求しているに過ぎない。「在特会」は攻撃的な人種至上主義のイデオロギー

を有しておらず、非暴力的な方法で抗議活動を行なっているが、ときに無政府主義者の団体から暴行を受けることもあった。

「在特会」の会員は日本人との協調的交流を試みようとしていないと見なされる外国人、例えば敬虔なクリスチャンやハロウィーンの仮装をしている西洋人にさえも、しばしば抗議を行なってきた。例えば、2009年の10月31日に「在特会」のメンバーは「ここは白人の国ではない」と記したプラカードを掲げながら、ハロウィーンの仮装をして浮かれ騒いでいる西洋人の後を付け回した。「在特会」が一線を越えて、2009年4月11日に埼玉県蕨市で「外国人排斥デモ」を主催した際には、フリーター労組（フリーター全般労働組合）と呼ばれる反対派団体が結集して「在特会」を攻撃した。フリーター労組のメンバーは次のように主張していた。

（「在特会」のメンバーは不当にも）地域社会で平和にごく普通に暮らしている外国人を「犯罪者」扱いしている。さらに地域で長年暮らしてきた特定の一家に対する個人攻撃まで行ない、政府に向かって「連中を日本から追い払え！」とまくし立てている⁷²⁾。

このようにフリーター労組の活動家も、在特会に対する暴力的な攻撃のために、協調的な共存という同様なロジックを用いていたのである。そしてその攻撃の結果、フリーター労組は二名の逮捕者を出すに至った⁷³⁾。

日本の外国人排斥運動にもまた武装自警団体によって行なわれる暴力的な活動が含まれている。超国家主義的な自警団体のメンバーの一部は、北朝鮮の共産主義政権の代理と見なされる朝鮮総聯とその関係者に対して攻撃を加えてきた。彼らは朝鮮総聯の本部や地方支部に対して数々の脅迫行為を行なってきた⁷⁴⁾。こうした脅迫行為には脅迫電話、銃弾入り封筒の送付、事務所内への発砲、爆破予告などがある。例えば2002年11月から2003年8月にかけて、「建国義勇軍朝鮮征伐隊」と称する極右団体が、朝鮮総聯やその関連施設に対する数々の脅迫事件を画策した。すなわち東京の朝鮮総聯本部への銃弾入り脅迫状の送付（2002年11月）、朝銀中部信用組合名古屋支店への発砲（2003年1月）、朝鮮総聯新潟県本部への発砲、在日朝鮮人によって経営されているハナ信用組合近辺への手製爆弾の設置（2003年7月）、朝銀西信用組合福岡支店と朝鮮総聯福岡県本部の近辺への手製爆弾の設置（2003年8月）、岡山県の朝銀西信用組合本店への発砲（2003年8月）。上記に加えて「建国義勇軍朝鮮征伐隊」のメンバー11名が他の関連犯罪の容疑で逮捕されるに至った。日本には人種差別犯罪やヘイト・クライムを規制する法律がないために、彼らは脅迫罪、銃砲刀剣類所持等取締法違反、及びわずか三年の懲役刑に過ぎない器物損壊罪の容疑で、23件の事件に関して罪に問われた。

このテロリストのような団体は、2003年9月10日に、北朝鮮に対して寛大な姿勢をとって

いると見なされていた田中均外務省審議官（当時）の自宅ガレージに爆弾を設置したことにも関与したと主張していた。「建国義勇軍朝鮮征伐隊」は40代から50代にかけての会社員、骨董品専門業者、教職者、歯科医師、僧侶で構成されていた。その全員が「刀剣友の会」の会員であり、日本刀の愛好家にして収集家であった。代表の村上一郎はサムライ時代の「純粹」な日本に憧憬の念を抱いていた。2003年9月に「日本皇風軍」を名乗る別の右翼団体が、朝鮮総聯大分県本部の駐車場に停めてあった自動車にガソリンをかけて放火するという事件を起こした⁷⁵⁾。こうした武装自警団体のメンバーは、日本の国家安全保障の脅威になっていると考えられる北朝鮮政府の行動に反発していた。またより強力でより好戦的な日本という理想に近付き、かつ憤りをぶちまけるということを目的とした脅迫や暴力の格好のターゲットとして、朝鮮総聯の諸施設を捉えていた。

VI. まとめ

本稿ではスウェーデン、米国、日本における事例に焦点を当てながら、移民の政治団体の組織的相違、及び地方・国家・超国家レベルにおけるその活動の性質を浮き彫りにしてきた。まず国家レベルにおける公式の民主主義的組織（すなわち政党やその組織化された支持基盤）、並びに外国人に対する取り組みに関して考察した。そして非公式・非国家アクターが地方・国家レベルにおいて移民を支援したり、受容したりする際の役割に関して明らかにした。スウェーデンと米国では、大規模な国家レベルの運動が公式・非公式の民主主義的組織・プロセスを通して展開されてきた。スウェーデンではまた非公式の民主主義的組織も超国家レベルで活動を展開している。日本では外国人に投票権もなく、帰化も困難であり、国家レベルにおける公式の民主主義的組織による活動もあまり見られない。その代わり、非公式の民主主義的組織による地方レベルの活動をしばしば全国レベルのものへと発展させる巨大な推進力が存在してきた。

移民の政治団体とそれを条件付ける様々な力学を説明するに当たって、三カ国それぞれにおける親移民運動と外国人排斥運動に着目してきた。その際、クープマン（Koopmans）とステイサム（Statham）による選挙制度や政治的機会の構造の重要性を指摘した理論上の功績に依拠して、そうした力学が運動を形成していく方途を重要視してきた。とりわけ重要な点は、移民と関係のある政党やその他の公式の民主主義的組織が存在するか否かということであり、またそうした組織が外国人排斥を唱える武装自警団体に対してどの程度影響力を及ぼしているのかということである。我々は特定の法的・構造的システムに対する分析を通して、いくつかの親移民団体の卓越性やその活動目標を理解することができるようになるだろう。三カ国で支配

的な位置を占めている親移民団体には各国ごとに独自の傾向があることを確認した。すなわち、スウェーデンにおける移民自身によるエスニック団体、米国における信仰に基づく団体と世俗的な移民支援団体、日本における移民支援の NGO。活動ターゲットについて述べると、スウェーデンでは、活動はあらゆるレベルで、すなわち地方・国家・超国家レベルで政治的エリート層を対象としており、米国と日本では、州・地方議会議員や連邦・国会議員を対象としている。論者は、様々な選挙制度と政治的機会の構造を備えた他の先進的な民主主義国家についても、これら三種の理念型のいずれかに分類できるのではないかと考えている。本稿が移民に関係する様々な運動を形成する移民の政治団体と政治的力学に対する我々の理解の一助になれば幸いである。

注

- 1) Ruud Koopmans and Paul Statham, "Migration, Ethnic Relations, and Xenophobia as a Field of Political Contention: An Opportunity Structural Approach," in Ruud Koopmans and Paul Statham, eds., *Challenging Immigration and Ethnic Relations Politics: Comparative European Politics* (Oxford: Oxford University Press, 2000).
- 2) Edwin Amenta, Sheera Joy Olasky, and Neal Caren, "Age for Leisure? Political Mediation and the Impact of the Pension Movement in U.S. Old Age Policy," *American Sociological Review* 70:3 (2005): 516-538; Linda Brewster Stearns and Paul D. Almeida, "The Formation of State Actor-Social Movement Coalitions and Favorable Policy Outcomes," *Social Problems* 51:5 (2004): 478-504.
- 3) Iris Marion Young, *Inclusion and Democracy* (New York: Oxford University Press, 2000); Clifford Bob, *The Marketing of Rebellion: Insurgents, Media, and International Activism* (New York: Cambridge University Press, 2005).
- 4) Mark Miller, *Foreign Workers in Western Europe: An Emerging Political Force* (New York: Praeger, 1981); Wayne A. Cornelius, Takeyuki Tsuda, Philip Martin, and James F. Hollifield, Eds., *Controlling Immigration: A Global Perspective* (Stanford: Stanford University Press, 2004).
- 5) スウェーデン社会民主党 (SDP) の国会議員 Magdalena Streijffert とのインタビューより (ストックホルム、2008年8月1日)。
- 6) スウェーデン議会には、得票率4%以上という阻止条項がある。
- 7) *The Local*, March 3, 2011.
- 8) *The Local*, March 7, 2011
- 9) Henry Bäck and Maritta Soininen, "Immigrants in the Political Process," *Scandinavian Political Studies* 20: 1 (1998), pp. 29-50.
- 10) <http://lo.se/home/lo/home.nsf/unidView/CE6D8DAA47124B53C125745D00394019>を参照 (2008年9月15日最終アクセス)。
- 11) *The Local*, November 12, 2008. オンライン版は、<http://www.thelocal.se/15638/20081112/> (2008年11月14日最終アクセス)。
- 12) *Los Angeles Times*, May 11, 2009.
- 13) 移民労働者と米国の労働運動の歴史については以下を参照。Vernon M. Briggs, Jr., *Immigration and*

- American Unionism* (Ithaca: Cornell University Press, 2001).
- 14) ラテンアメリカ系および中国系の不法移民の組織化については以下を参照。Hector L. Delgado, *New Immigrants and Old Unions: Organizing Undocumented Workers in Los Angeles* (Philadelphia: Temple University Press, 1993). Peter Kwang, *Forbidden Workers: Illegal Chinese Immigrants and American Labor* (New York: The New Press, 1997).
 - 15) Janelle S. Wong, *Democracy's Promise: Immigrants and American Civic Institutions* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 2006).
 - 16) 民主党のボランティアに対するインタビューより（ロサンゼルス・サウスベイエリア、2004年9月12日）
 - 17) オバマの大統領選挙に向けたキャンペーンに従事している Betto Arcos へのインタビューより（ロサンゼルス、2008年9月24日）。
 - 18) *Los Angeles Times*, May 13, 2009; May 20, 2009.
 - 19) *Los Angeles Times*, May 23, 2009.
 - 20) 公明党の衆議院議員遠山清彦へのインタビューより（東京、2007年8月4日）。
 - 21) 首都圏移住労働者ユニオン（「全労連」加盟団体）委員長長川崎俊二へのインタビューより（東京、2007年8月17日）。
 - 22) 『朝日新聞』2010年4月17日付け。
 - 23) 『朝日新聞』2000年4月10日付け。
 - 24) 『産経新聞』2001年5月8日付け。
 - 25) 『朝日新聞』2003年7月13日付け。
 - 26) Aleksandra Ålund and Carl-Ulrik Schierup, *Paradoxes of Multiculturalism: Essays on Swedish Society* (Aldershot: Gower, 1991).
 - 27) Maritta Soininen, "The 'Swedish model' as an institutional framework for immigrant membership rights," *Journal of Ethnic and Migration Studies* 25:4 (October 1999), pp. 685–702 (697ff).
 - 28) Henry Yu, *Thinking Orientals: Migration, Contact, and Exoticism in Modern America* (New York: Oxford University Press, 2001), p. 20.
 - 29) Apichai W. Shipper, *Fighting for Foreigners: Immigration and Its Impact on Japanese Democracy* (Ithaca: Cornell University Press, 2008).
 - 30) Katherine Tegtmeier Pak, "Foreigners are Local Citizens Too: Local Governments Respond to International Migration in Japan," in Mike Douglass and Glenda Roberts, eds., *Japan and Global Migration: Foreign Workers and the Advent of a Multicultural Society* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 2003); Takeyuki Tsuda, ed., *Local Citizenship in Recent Countries of Immigration: Japan in Comparative Perspective* (Lanham: Lexington Books, 2006).
 - 31) Frank K. Upham, *Law and Social Change in Postwar Japan* (Cambridge: Harvard University Press, 1987); Shipper, *Fighting for Foreigners*.
 - 32) Aleksandra Ålund and Carl-Ulrik Schierup, *Paradoxes of Multiculturalism: Essays on Swedish Society* (Aldershot: Gower, 1991).
 - 33) Soininen, "The 'Swedish model,'" p. 697.
 - 34) エリトリア協会 (an Eritrean association) 代表へのインタビューより（ストックホルム、2007年7月10日）。
 - 35) Osman Aytar, "Mångfaldens organisering: Om integration, organisationer och interetniska relationer i Sverige," (Ph. D. Thesis, Stockholm University, Department of Sociology, 2007); スウェーデン・エスニック協会共同グループ (SIOS, the Cooperation Group for Ethnic Associations in Sweden) 代表へのインタビューより（ストックホルム、

- 2007年7月17日)。
- 36) スウェーデン・アッシリア連盟 (the Assyrian Federation in Sweden) 代表へのインタビューより (セーデルテルエ (Södertälje)、2007年7月24日)。
 - 37) Council of Europe, *Political and Social Participation of Immigrants through Consultative Bodies* (Strasbourg: Council of Europe Publication, 1999).
 - 38) 以下を参照。SOU 1997/98: 16; SOU 2003: 75.
 - 39) 統合庁 (the Integration Board) の職員へのインタビューより (ストックホルム、2007年7月12日)。
 - 40) 社会統合・男女平等省 (the Ministry of Integration and Gender Equality) の職員へのインタビューより (ストックホルム、2008年8月12日)。
 - 41) Eva Ulfvebrand (スウェーデン赤十字社 (the Swedish Red Cross)) へのインタビューより (ストックホルム、2007年7月19日)。
 - 42) 「避難民・難民支援グループ・スウェーデン・ネットワーク (FARR)」代表へのインタビューより (ストックホルム、2007年7月23日)。
 - 43) Amy Gutmann, *Identify in Democracy* (Princeton: Princeton University Press, 2003), p.20
 - 44) Pierrette Hondagneu-Sotelo, *God's Heart Has No Borders: How Religious Activists Are Working for Immigrant Rights* (Berkeley: University of California Press, 2008); Richard Wood, *Faith in Action* (Chicago: The University of Chicago Press, 2002).
 - 45) *Los Angeles Times*, March 19, 2011.
 - 46) Mark Warren, *Dry Bones Rattling: Community Building to Revitalize American Democracy* (Princeton: Princeton University Press, 2001).
 - 47) Melissa Biel (「我々の救世主センター (Our Savior Center)」) へのインタビューより (エルモンテ、2004年10月7日)。
 - 48) 以下を参照。 http://www.justiceforimmigrants.org/learn_about_justice.html (2008年9月15日最終アクセス)。
 - 49) *Los Angeles Times*, March 1, 2006; March 26, 2006.
 - 50) *Los Angeles Times*, May 2, 2006.
 - 51) 以下を参照。Donald Kerwin, “Immigration Reform and the Catholic Church”, (Washington, D.C.: Migration Policy Institute, 2006).
 - 52) *Los Angeles Times*, April 20, 2010
 - 53) *Los Angeles Times*, April 21, 2011
 - 54) 以下を参照。 <http://www.npr.org/2011/08/23/139887408/clergy-sue-to-stop-alabamas-immigration-law>;
<http://spectator.org/archives/2011/07/29/when-churchimpedes-on-state#> (2011年8月25日最終アクセス)。
 - 55) 以下を参照。 <http://www.npr.org/2011/08/23/139887408/clergy-sue-to-stop-alabamas-immigration-law> (2011年8月25日最終アクセス)。
 - 56) Shipper, *Fighting for Foreigners*.
 - 57) 神奈川県庁国際課の職員へのインタビューより (2004年8月4日)。
 - 58) Sawada Takashi (SHARE and MF-MASH) へのインタビューより (2004年7月31日)。
 - 59) 群馬県大泉町長と同県太田市市長へのインタビューより (2008年11月30日)。
 - 60) United Nations Association of Sweden, *Alternative Report to Sweden's Seventeenth and Eighteenth Periodical Report to the Committee on the International Convention on Ethnic and Racial Discrimination* (Stockholm: FN-

förbundet, 2008).

- 61) スウェーデンにおいて移民に向けられた暴力事件は起きているが、通常個人によるものである。南部の都市マルメ (Malmö) で2009年12月から翌年10月にかけて、連続銃撃犯は浅黒い肌の人々や非スウェーデン人を狙い、15件以上の銃撃事件に関与したと見られている。ストックホルムやウプサラ (Uppsala) では1991年から翌年にかけて、「レーザーマン」として知られる別の犯人は移民の出自を有した人々を狙って、11件の銃撃事件を起こした。以下を参照。“Swedish city on edge in shooting spree” *MSNBC*, October 22, 2010.
- 62) *Washington Times*, (1996) に掲載された Barbara Coe (California Coalition for Immigration Reform (CCIR)) へのインタビューより。Bill Berkowitz, “The Homeland Security Initiative,” *The Nation* March 4, 2002. より引用。オンライン版は <http://www.thenation.com/article/homeland-security-initiative> (2011年8月26日最終アクセス)。
- 63) 全米規模の団体に加え、The California Coalition for Immigration Reform: CCIR、The American Civil Responsibilities Union: CA、The Bay Area Coalition for Immigration Reform、The Immigration Reform Network of Silicon Valley、The Arizonans for Immigration Reform、The Midwest Coalition to Reform Immigration、The Georgia Coalition for Immigration Reform、The Sachem Quality of Life Organization、The TRI-State Immigration Moratorium Inc.(NY,NJ,RI)、The Massachusetts Diversity Coalition for Immigration Reform といった多くの地方規模の団体が存在する。
- 64) 以下を参照。 <http://irli.org/node/21> (2011年8月26日最終アクセス)。
- 65) 以下を参照。 <https://www.numbersusa.com/content/learn/abandoned-pages/what-we-support/5-great-immigration-reductionbills.html> (2011年8月26日最終アクセス)。
- 66) American Border Patrol 代表のグレン・スペンサー (Glen Spencer) は武器取扱いに関する罪で逮捕され、Civil Homeland Defense 代表のクリス・シムコックス (Chris Simcox) は、装填済の銃器を運搬したなどとする二件の軽犯罪について有罪判決を受けている。また Ranch Rescue 創設者のジャック・フート (Jack Foote) は、家庭内暴力で有罪となったことで禁止された銃器所有の罪を告発され、Arizona Guard の創設者のケーシー・ジェームズ・ネザーコット (Casey James Nethercott) は、合衆国国境警備隊の隊員に対する威嚇行為で逮捕されている。以下を参照。 http://www.adl.org/learn/extremism_in_the_news/White_Supremacy/arizona_border_update52105.htm (2011年8月26日最終アクセス)。
- 67) 以下を参照。 http://www.adl.org/learn/extremism_in_the_news/White_Supremacy/arizona_vigilantes_40705htm?LEAR (2011年8月26日最終アクセス)。
- 68) 以下を参照。 <http://www.usimmigrationsupport.org/pro-anti-immigration.html> (2011年8月24日最終アクセス)。
- 69) “Court axes tax cuts for Chongryun hall,” *The Japan Times*, February 3, 2006; オンライン版は、 <http://search.japantimes.co.jp/print/nn20060203a2.html> (2006年4月26日最終アクセス)。
- 70) “New Dissent in Japan is Loudly Anti-Foreign,” *The New York Times*, August 28, 2010; オンライン版は、 http://www.nytimes.com/2010/08/29/world/asia/29japan.html?_r=1&ref=world&pagewanted (2011年3月28日最終アクセス)。
- 71) Zaitokukai, “Letter to the UN Committee on the Elimination of Racial Discrimination,” April 1, 2010; オンライン版は、 <http://www.zaitokukai.info/modules/wordpress/index.php?p=156> (2011年3月29日最終アクセス)。
- 72) Rescue Committee, 2009.
- 73) フリーター労組の活動家へのインタビューより (東京、2010年7月18日)。
- 74) So Chung On (朝鮮総聯) へのインタビューより (東京、2006年3月15日)。
- 75) “Car in Chongryun lot doused with gas ‘face down’ Kim,” *The Japan Times*, September 23, 2003; オンライン版は、 <http://search.japantimes.co.jp/print/nn20030923a7.html> (2006年4月26日最終アクセス)。